

新城市内で倉庫等を建設する物流事業者を支援します！

新城市物流総合効率化支援補助金

新城市では、立地を希望している物流事業者への支援を拡充し雇用機会の確保を目的として、市内においてトラックターミナル、卸売市場、倉庫等を新設、増設、移転をする物流事業者に対して、補助金を交付します。

対象地域	市内全域
認定要件	特定流通業務施設を自ら操業する者で、次の要件を全て満たす者 ①流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条に規定する認定を受けた総合効率化計画に基づき、特定流通業務施設を新設、増設又は移設をすること。 ②新設、増設又は移転をする特定流通業務施設に係る家屋及び償却資産について、地方税法附則第15条第1項第1号及び第2号の適用（固定資産税又は都市計画税の課税標準の軽減）を受けること。 ③暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと
補助内容	総合効率化計画の認定の申請に要した経費の1／2 ただし、上限100万円。

※次のいずれかの制度との併用が可能です。

- 1 新城市企業立地奨励条例の規定による奨励金
- 2 新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例の規定による奨励金

詳しくは、**新城市役所 産業振興部 産業誘致推進室**

【電話】0536-23-7641 【FAX】0536-23-7047

【e-meil】yuchi@city.shinshiro.lg.jp